# 愛媛県高齢者施設面会モデル (令和4年7月12日改訂)

## 1 面会室の準備時

- ①換気ができる部屋(CO2 センサーで見える化等)
- ②一定の距離が確保できる席配置
- ③アクリル板等の設置
- ④必要最小限の面会人数の設定(部屋の広さ等も考慮)
- ⑤愛媛県看護協会の相談窓口を活用

#### 【相談窓口(愛媛県看護協会)】

- 面会を含む施設内での新型コロナウイルス感染症対策について https://www.nursing-ehime.or.jp/news/2021/12/post-114.html
- ·相談時間:平日9:00~16:00
- ・相談方法: FAX (089-996-8425) 又は メール (ehime@nurse-center.net)
- ※受付後、感染管理認定看護師が相談対応

# 2 面会予約時

- (1)面会者の氏名、来訪日時、連絡先を記録
- ②必要最小限の面会人数
- ③面会できる条件を説明(詳細は3②参照)
- ④面会後、2日以内に発症又は感染した場合に施設への連絡を依頼
- ⑤面会者全員の陰性証明 (PCR検査 (検体採取日+3日)) を確認する 旨伝達
  - ※新型コロナウイルス感染症検査無料化支援事業の活用を案内

#### 【新型コロナウイルス感染症検査無料化支援事業】

県では、健康上の理由等により新型コロナワクチンを接種できない無症状の方に対し、面会のため、施設側から検査を求められる場合に、無料で検査を受けられる体制を整備しています。

- ・県ホームページ: https://www.pref.ehime.jp/h25500/covid/muryokensa.html
- ・問い合わせ先(コールセンター):080-0080-7893

# 3 面会実施前

- ①面会者の連絡先の把握
- ②チェックシート等により面会者の健康状態、行動歴を確認
  - ・面会者全員の陰性証明(PCR検査(検体採取日+3日))を確認できる こと

- ・体温を計測して発熱がないこと
- ・のどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる 症状がないこと
- 濃厚接触者でないこと
- ・同居家族に発熱等感染症が疑われる症状がないこと
- 過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
- 過去2週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
- ・過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がないこと
- ③入居者の健康状態の確認
- ④面会前の手指消毒

#### 4 面会実施時

- ①マスク着用、面会前後の手指消毒
- ②一定の距離の確保
- ③換気の実施
- ④飲食、大声での会話は控える
- ⑤面会者の施設内のトイレの使用は必要最小限

## 5 面会実施後

- ①面会後の手指消毒
- ②面会後、2日以内に発症又は感染した場合に施設への連絡を依頼
- ③面会後の面会室の机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒

# 【<u>留意事項</u>】

- ①各施設における実施方針の策定
- ・上記「面会モデル」や国の「基本的対処方針」を踏まえて、各施設の状況に応じて検討すること
- ②施設ごとに面会室の設置状況や面会に対応可能な職員数等の状況が異なることから、実施方針の策定にあたっては、愛媛県看護協会の相談窓口を活用すること
- ③入居者・家族への十分な説明
  - ・面会の実施方法については、入居者や家族等に対して丁寧に説明し、理解を得られるように努めること

# 面会チェックシート (例)

入居者氏名									
受付時間	令和	年	月	日	時	分			
退出時間	令和	年	月	日	時	分			
面会者の情報									
氏名									
住所									
電話番号									
体温	度								
PCR 検査	□陰性証明 (PCR 検査 (検体採取日+3日))								
質問事項							回答		
① 感染症が疑われる症状(のどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等)がありますか。							はい	いいえ	
② 濃厚接触者ですか。								はい	いいえ
③ 同居家族に発熱等感染症が疑われる症状はありますか。								はい	いいえ
④ 過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がありますか。							はい	いいえ	
⑤ 過去2週間以内に発熱等の感染症が疑わる症状はありますか。								はい	いいえ
	⑥ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を 必要とされている国、地域等への渡航歴はありますか。 はい いいえ								

#### 【依頼事項 (施設担当者が実施後チェック)】

□ 連絡のお願いの書面(面会後一定期間(少なくとも2日)以内に発症又は 感染した場合の施設への連絡依頼)を手交した。

# 高齢者施設における面会室の例



